

第 14 号

曾於北部土地改良区だより



(～谷川内ダムから二重の虹～)

もくじ

理事長あいさつ・通常総代会・・・・・・・・P1
地区・組合員・決算・財産・・・・・・・・P2
予算・組合員のみなさんへ・・・・・・P3～P5

事業での散水器具設置について・・・・・・・・P6
事業の進捗状況と地区の完了年度・・・・・・・・P7



水土里ネット
曾於北部

発行：曾於北部土地改良区

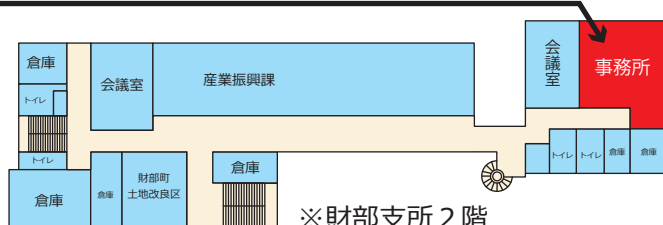
ここです

〒899-4192

鹿児島県曾於市財部町南俣 11275 番地
(曾於市役所財部支所内2階)

TEL & FAX 0986-72-0455

緊急時 080-4278-0455
080-4280-0455



理事長あいさつ

組合員の皆様をはじめ関係機関の方々にはご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より当土地改良区の運営並びに事業推進に深いご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

初めに、能登半島地震、豪雨災害でお亡くなりになられた方々に心からご冥福をお祈りするとともに被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。一日も早く日常を取り戻せるようお祈り申し上げます。

さて、食糧自給の重要性を再確認されている中、その対策として「食料・農業・農村基本法」が見直され、食糧安全保障のあり方や環境等に配慮した農業・食品産業への推進、人口減少の中での食料供給基盤の強化など今後の農業農村の方向性を示す重要な基本理念であり、この改正が土地改良事業の明るい未来のために大切な役割を担うことを期待します。

当地区におきましても、農業者の減少・高齢化、担い手不足、農業所得の減少など厳しい状況にありますが、水利用推進を図ることで安定した高品質な農産物の生産、農業の高収益化へと展開され、地域発展に寄与できればと存じます。

また、国営事業で整備された農業水利施設等の老朽化が進んでおり、その対策と今後の維持管理・更新が大きな課題となってきます。併せて、気候変動による頻発化・激甚化する豪雨等に対応するため防災・減災対策や土地改良施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減にも取り組むことも求められております。

そのような中、曾於北部地区畑地総合整備事業については、令和5年度末時点の進捗率は事業費ベースで70.5%、通水可能面積は892haで全体の44.7%まで拡大しており、令和9年度までに事業が完了する予定です。事業の完了と同時に末端散水施設等導入に対する補助が終了いたします。散水施設の導入を考えている方は早急に当土地改良区へお問い合わせ頂き、大きな負担なく畑かんの有効利用が図られることを期待しています。

最後になりますが、役員・総代・職員一丸となって土地改良事業の推進に取り組んでまいりますので、組合員の皆様におかれましては、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝とご多幸を祈念して、挨拶とさせていただきます。



理事長 高井田 繁

第14回通常総代会を開催

令和6年3月22日（金）午前9時30分より曾於市末吉中央公民館において、第14回通常総代会を開催しました。議長に第2区の下岡俊秋総代を選出して議事に入り、提出した報告第1号から議案第13号まで審議され、全て原案のとおり承認・議決されました。

報告第1号 令和5年度収支補正予算の専決処分の承認について

報告第2号 令和5年度収支補正予算の専決処分の承認について

議案第1号 令和4年度事業報告の承認について

議案第2号 令和4年度一般会計・特別会計収支決算及び財務諸表の承認について

議案第3号 令和4年度財産目録の承認について

議案第4号 令和5年度一般会計・特別会計収支補正予算（案）の議決について

議案第5号 令和6年度事業計画（案）の議決について

議案第6号 令和6年度賦課金の額、賦課徴収方法及びその時期の議決について

議案第7号 令和6年度役員報酬及び日当の議決について

議案第8号 令和6年度一時借入金の最高限度額の議決について

議案第9号 令和6年度余裕金預入先金融機関の議決について

議案第10号 令和6年度日本政策金融公庫の借入額及び償還方法の議決について

議案第11号 令和6年度加入金の額の議決について

議案第12号 曾於北部土地改良区監査細則の一部改正の承認について

議案第13号 令和6年度一般会計・特別会計収支予算（案）の議決について



令和5年度 地区・組合員の状況 (理事会承認・公表済み分)

地区	年 度	前年度末地積 (ha)	当年度末地積 (ha)	比較増減 (ha)	当年度賦課地積 (ha)
	令和5年度	1,988.1	1,988.0	△0.1 (地区除外, 公共事業用地等)	142.7

組合員	年度別 選挙区別	財部町 (第1区)	末吉町 (第2区)	大隅町 (第3区)	合 計
	令和4度末	1,165名	1,135名	528名	2,828名
	令和5年度末 (比較)	1,161名 (△4)	1,108名 (△27)	516名 (△12)	2,785名 (△43)

令和5年度 財産・賦課金等状況・収支決算 (理事会承認・公表済み分)

1. 財産目録 (令和6年3月31日現在)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	金 額 (円)	附 記	科 目	金 額 (円)	附 記
1. 流動資産	24,786,794	現金・預金・発電事業等	1. 流動負債	16,016,457	未払金等
2. 固定資産	106,400,559	施設・積立金等	2. 固定負債	55,505,431	農業基盤整備資金等
3. 繰延資産	0		計	71,521,888	
計	131,187,353		差引	59,665,465	正味財産

2. 農業基盤整備資金 (借入先: 日本政策金融公庫 借入金: 平成25年度から令和5年度まで) (単位: 円)

借入総額	償還済額	R5年度償還元金	R5年度償還利息	R5年度償還合計額	未償還額
75,586,000	25,237,026	6,701,647	193,712	6,895,359	43,647,327

3. 賦課金 (納入・滞納状況)

賦課金種目	調定額 (円)	徴収済額 (円)	未収額 (円)	徴収率
運営賦課金	8,196,580	8,196,580	0	100%
特別賦課金 (県営)	1,295,000	1,295,000	0	100%
特別賦課金 (公庫)	6,894,974	6,894,974	0	100%

令和5年度の
執行状況です。



4. 一般会計収支決算

収入の部		支出の部	
科 目	決 算 額 (円)	科 目	決 算 額 (円)
1. 土地改良事業収入	16,390,634	1. 土地改良事業費	44,513,631
2. 附帯事業収入	14,085	3. 一般管理費支出	3,768,142
3. 特定資産運用収入	707	4. 土地改良事業負担金支出	8,948,000
4. 補助金等収入	40,528,000	5. 借入金返済支出	6,701,647
7. 業務受託料収入	806,000	6. 支払利息	193,712
8. 雑収入	821,752	9. 特定資産積立支出	7,724,209
9. 借入金収入	7,653,000	10. 雑支出	0
10. 特定資産取崩収入	0	14. 繰越金 (R6年度へ)	4,738,555
11. 固定資産売却収入	0	15. 予備費	0
14. 他会計繰入金	3,817,000		
15. 繰越金	6,556,718		
収入合計	76,587,896	支出合計	76,587,896

5. 特別会計収支決算 (太陽光発電事業)

収入の部		支出の部	
科 目	決 算 額 (円)	科 目	決 算 額 (円)
1. 発電事業収入	13,491,077	1. 土地改良事業費支出	5,240,758
2. 特定資産運用収入	109	2. 発電事業費	1,138,248
5. 雑収入	51	3. 一般管理費	405,521
7. 特定資産取崩収入	0	6. 特定資産積立支出	4,435,000
12. 繰越金	3,816,674	8. 国庫納付金支出	0
		11. 他会計繰出額	3,817,000
		12. 繰越金 (R6年度へ)	2,271,384
		13. 予備費	0
収入合計	17,307,911	支出合計	17,307,911

注※新会計基準では支出科目に繰越金を設けている為、差引残高は0円となります。

令和6年度 収支予算

1. 一般会計収支予算

収入の部		支出の部	
科 目	予 算 額 (円)	科 目	予 算 額 (円)
1. 土地改良事業収入	35,084,000	1. 土地改良事業費支出	47,010,000
2. 附帯事業収入	18,000	3. 一般管理費支出	17,217,000
3. 特定資産運用収入	1,000	4. 土地改良事業負担金支出	36,000,000
4. 補助金等収入	42,100,000	5. 借入金返済支出	7,925,000
7. 業務受託料収入	590,000	6. 支払利息	323,000
8. 雑収入	994,000	7. 固定資産取得支出	890,000
9. 借入金収入	18,000,000	9. 特定資産積立支出	3,439,000
10. 特定資産取崩収入	11,862,000	10. 雑支出	1,000
11. 固定資産売却収入	3,000	14. 繰越金	2,000
14. 他会計繰入金	1,677,000	15. 予備費	445,000
15. 繰越金	2,923,000		
収入合計	113,252,000	支出合計	113,252,000

2. 特別会計収支予算（太陽光発電事業）

収入の部		支出の部	
科 目	予 算 額 (円)	科 目	予 算 額 (円)
1. 発電事業収入	13,910,000	1. 土地改良事業費支出	5,938,000
2. 特定資産運用収入	1,000	2. 発電事業費	784,000
5. 雑収入	2,000	3. 一般管理費	566,000
7. 特定資産取崩収入	5,000	6. 特定資産積立支出	5,787,000
12. 繰越金	1,677,000	8. 国庫納付金支出	1,000
		11. 他会計繰出額	1,677,000
		12. 繰越金	542,000
		13. 予備費	300,000
収入合計	15,595,000	支出合計	15,595,000



賦課金額・徴収時期・支払について

科 目	賦 課 基 準		備 考
	種 別	10a当り	
運営賦課金	スプリンクラー	12,000円	※点滴チューブについて ・点滴チューブのみの施設の茶園に限る。(スプリンクラーとの併設の場合はスプリンクラーの金額) ・点滴チューブは1mあたり毎分130cc前後の散水量のもので、使用方法是補給かんがい及び液肥散布のみとする。
	茶 畑		
	新植5年以内	3,600円	
	点滴チューブ	4,000円	※育苗ハウスは筆ごとの10a単位での賦課とする。
	ハウス	6,000円	
	育苗ハウス	3,600円	
	普通畑	3,600円	

科 目	区 分				備 考
	運営賦課金 (前期)	運営賦課金 (後期)	特別賦課金 (分割)	特別賦課金 (一括)	
賦課基準日	4月1日	—	—	—	運営賦課金 (後期)は 前期の納入 以降に水利 用申込のあ った場合。
賦課期日	9月30日	2月28日	—	—	
納入期限	11月30日	3月20日	11月30日	工事施工年度3月20日	
口座振替	11月1日	3月10日	11月1日	工事施工年度3月10日	

※口座振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日となります。

賦課金の支払は原則として曾
於市内のJA窓口（振込手数料
はご負担願います。）また
は、口座振替での支払をお
願いします。



畑かん地区内の農地に移動や組合員（耕作者）に変更があったときには届出が必要です

- ◆ 土地の所有権（売買・相続等）・耕作者の変更等
- ◆ 組合員資格の変更（組合員の死亡や農業者年金受給による経営移譲等）
- ◆ 住所の変更
- ◆ 畑かん受益地への編入、除外



提出書類
組合員資格
得喪通知書

※用紙は土地改良区
にあります。

※このような時には、土地改良法により組合員から土地改良区へ届け出るように義務付けられています。
法務局・曾於市・農業委員会の届出だけでは、曾於北部土地改良区の台帳は変更されません。また、畑
かん受益地への編入には、初年度のみ1回だけ10aあたり1,000円の加入金が必要となります。

水の利用について

水
使用



水を使用したい方は、使用前に必ず『畑地かんがい給水開始申込書』を曾於北部土地改良区に提出してください。提出後に、賦課金決定通知書と開栓用ハンドルをお渡しします。また、申請された畑には『水利使用許可標』を設置しています。

※無断での水使用や申込をしていない他の畑に水を持ち出すことは、組合員の方でも盗水となり当該年度分の賦課金を請求します。

水
使用
変更



※下記のいずれかが発生したら届出が必要になります。速やかに届出てください。

1. 給水目的の変更（普通畑からハウスへ変更など）
2. 利用者の変更
3. 水使用場所の変更
4. 休止・廃止（当該年度分を賦課の対象とし、その後1年間は施設の利用はできません）

給
水
停
止



※利用者が下記のいずれかに該当する場合は、給水を停止します。

1. 賦課金を滞納した場合、完納するまで。
2. 用途外使用が判明した場合。
3. 水利管理組合要綱に違反した場合。
4. 無届け等による水利用が判明した場合。（当該年度分の賦課金を請求します。）

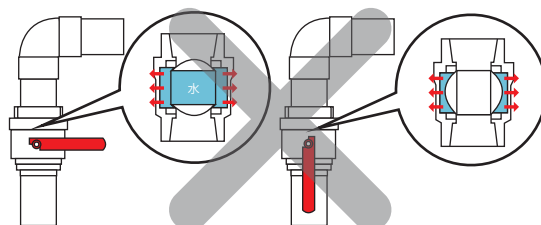
※畑地かんがい目的以外（水田・畜産など）での水の使用は厳罰に処されます。

凍結による畑かん施設の破損に注意してください

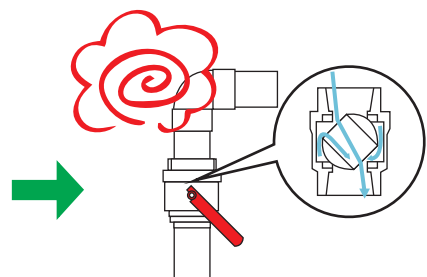
- ・ボールバルブは、全開や全閉ではバルブ内に残った水が凍結による膨張によって破損してしまいます。使用後は必ず水抜きをした後に、ハンドルを半開きにしてください。



※水抜きは行っていたが、ハンドルを全開にしていたため、ボールバルブ内の水が凍結による膨張によって破損した。



全閉、全開ではダメです！



半開きにしてして下さい！

※その他にも給水施設の水抜きをしなかったことが原因で漏水した例です。



フィルターの破損



圧力調整弁の破損

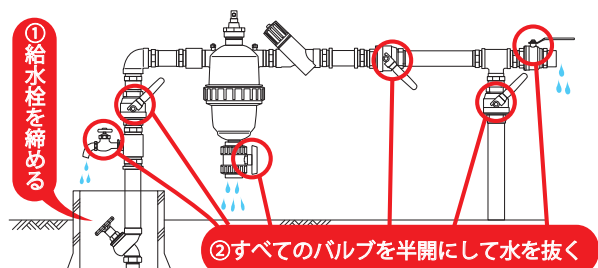


給水栓の破損による漏水



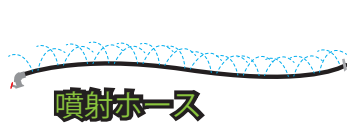
※冷え込む時期は使用後に必ず水抜きをしてください。

※さらに施設を保温してください。



貸出用の散水器具もあります!!

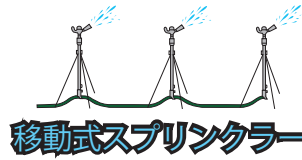
曾於北部地区の受益地において、畑かん散水器具の貸出しをしています。使ったことが無い方も、購入を検討されている方も、貸出で1度体験してみてください。詳しくは土地改良区までお気軽にご相談ください。



噴射ホース



レインガン



移動式スプリンクラー



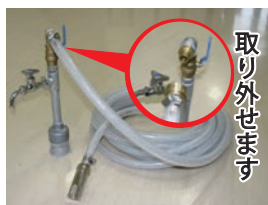
ロールカー

※貸出用散水器具は数に限りがあります。利用されたい方はお早めに!!

今年度も無料貸出中です!! 詳細については、曾於北部土地改良区に相談下さい!!



簡易散水器具の紹介 ※補助事業対象外



取り外せます



洗浄ホース



手元で開閉
できます

水道用蛇口



選択できます



こんな時は土地改良区に連絡ください



道路下に埋設したパイプラインより漏水



車両が給水栓に接触し漏水



給水栓や散水装置を破損させたり、道路からの漏水（水漏れ）を発見した場合は曾於北部土地改良区にご連絡ください。

☎0986-72-0455



トラクターでの給水栓破損に気を付けてください

トラクターによる草刈時に、誤って給水栓や保護柵を破損させる事例が増えてきています。作業前に給水栓の位置の確認をお願いします。給水栓のある位置に目印を立てるのも効果的です。

破損させた施設については、原因者負担での修理となります。



トラクター用モアによる給水栓破損

散水装置のフィルターは定期的に点検してください

パイプラインで漏水が発生した場合にシラスや軽石などが混入してしまいます。排泥作業を行いますますが完全には取り除くことが出来ないため、装置のフィルターにシラスや軽石等が詰まって散水できない状況になりえます。特に茶の防霜前には必ずフィルターや各調整弁などの点検をしてください。



※シラスや軽石が
つまり散水が
出来ない状況の
フィルター。

定期的に確認と点検を!!

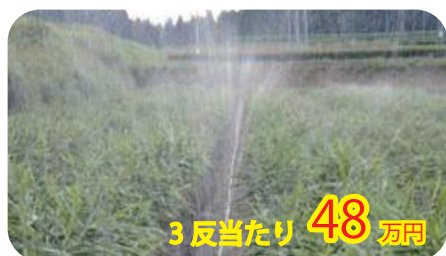
散水器具の設置について

畑かん散水器具が約 2 割の負担で設置できます！

- ※① 県営事業実施期間中であれば、約 2 割の自己負担で散水器具を設置することができます。
- ※② 県営事業が完了した地区は補助がなくなり、全額自己負担での設置になります。
- ※③ 施設の工事には設計から工事完了まで約 2 年ほどかかるため、早めの申込をお願いします。

主な散水器具の紹介

噴射ホース



3 反当たり **48 万円**

- ・移動は軽量で設置も容易。播種、定植前の基礎水や丈の低い作物の初期散水に良。
- 30 a 畑 自己負担は概ね 4 8 万円

レインガン



3 反当たり **42 万円**

- ・畑の形状に合わせて設置でき、播種直後に設置し収穫直前に撤去する。
- 30 a 畑（標準 4 基）設置
自己負担は概ね 4 2 万円

茶用スプリンクラー



3 反当たり **96 万円**

- ・かん水、防霜、防除、降灰除去など多様に活用できる。
- 30 a 畑 自己負担は概ね 9 6 万円

スプリンクラー固定式



3 反当たり **45 万円**

- ・器具の設置回収の手間がなく開栓するだけで良い。（移動式も有）
- 30 a 畑（標準 4 基）設置
自己負担は概ね 4 5 万円

ロールカー



1 台 **40 万円**

- ・複数の畑に散水できる。30 a の畑を 6 ～ 8 時間で自動散水。
- 1 台 自己負担は概ね 4 0 万円
※導入条件（60 a 以上の水利用面積が必要）

スマートレイン



1 台 **100 万円**

- ・複数の畑に散水できる。30 a の畑を 2 ～ 3 時間で自動散水。
- 1 台 自己負担は概ね 100 万円
※導入条件（2 ha 以上の水利用面積が必要）

※自己負担金は概ねの金額です。設備の仕様や材料、畑の形により変動することがあります。

散水器具・給水栓の工事完了期間が間近の地域があります！



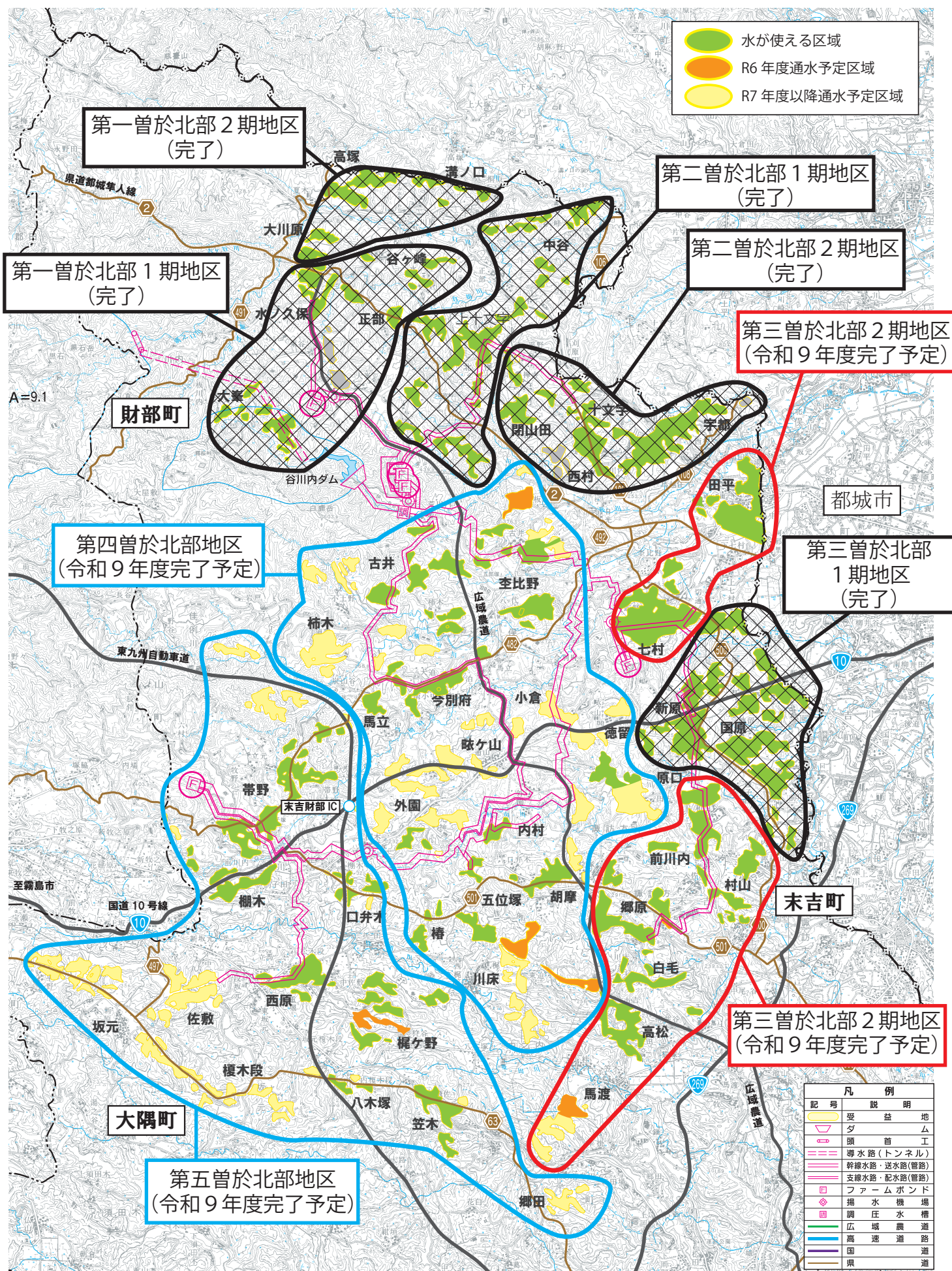
町 名	地 域
財部町	岡下・七村・田平
末吉町	原口・前川内・村山・白毛・胡摩・高松
大隅町	馬渡

※概ねの地域を標記しています。
※詳しくは曾於北部土地改良区までお問い合わせください。

上記地域では、県営事業の完了工期が近づいているため、早めの工事申込をお願いします。

申込期限は令和 7 年 9 月までです!! お急ぎください!!

畑地かんがい事業の進捗状況と地区の完了年度



の地区については県営補助事業の対象地区から除外となります。